

第 1 2 2 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 1 1 月 1 8 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 122 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 11 月 18 日 (水) 午後 2 時 02 分

2. 閉会年月日 平成 27 年 11 月 18 日 (水) 午後 2 時 15 分

3. 開催場所 南部町立中央公民館 町民室

4. 出席委員 (22 人)

会長 15 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 20 番 砂 庭 周 平

委員 1 番 磯 川 齋 2 番 藤 田 博 康

3 番 山 内 一 男 4 番 庭 田 藤 樹

5 番 野 田 清 八 6 番 川守田 雄 一

7 番 中 村 文 男 8 番 四 戸 正 子

9 番 堀 内 重 男 10 番 工 藤 雄 一

11 番 坂 本 俊 孝 12 番 工 藤 喜代治

13 番 梅 内 勝 治 18 番 高 森 直 樹

19 番 佐々木 照 雄 21 番 高 橋 仁

22 番 中 野 らん子 23 番 馬 場 隆

25 番 松 村 範 明 26 番 庭 田 豊 茂

5. 欠席委員 (3 人)

14 番 石 橋 薫 17 番 西 塚 晴 義

24 番 工 藤 茂

6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 報告第 3 号 賃貸借合意解約書の受理について

日 程 第 5 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日 程 第 6 議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 号の規定による許可申請に対する意見について

日 程 第 7 議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 122 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は農作業でお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 T P P の影響で畜産や米は大打撃を受けることが予想され、農家はいよいよ大変な状況となる のではないかと不安がありますが、農業委員の皆様には、しっかりと職務に邁進し取り組んでいた だきたいと思います。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 22 名で、委員定足数に達しておりますので、第 122 回総会は成立 しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっ ておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 2 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。 会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 3 番 山内 一男 委員 4 番 庭田 藤樹 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 3 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 3 号について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意によ る解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸貸借の契約期間は平成 25 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まででした。</p>

	<p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 27 年 10 月 23 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告第 3 号について、発言はありますか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第 3 号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂 本 俊 孝 調査員</p>
<p>坂 本 調 査 員</p>	<p>11 番 坂本から説明いたします。</p> <p>去る 11 月 12 日、工藤 調査員と中央公民館において、議案第 23 号について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項に掲げる、許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は相続人不存在につき相続財産を処分するため、譲渡するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は遠隔地に居住していることから耕作ができないため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 23 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 23 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第 6 議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 24 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、賃借権の設定に関するものであります。なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂 本 俊 孝 調査員</p>
坂 本 調 査 員	<p>議案第 24 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番及び 2 番の申請理由は、借受人である社会医療法人が病院の建替えに伴い、従業員の駐車場が不足するため、貸付人から申請地を賃借するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号 1 番及び 2 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部分庁舎から南西に約 300 メートルの距離にあり、住宅地に農地等の点在する集落に位置し、北側は国道 4 号、東側は病院と老人施設用地、南側・西側は住宅地となっています。</p> <p>事業内容として、社会医療法人博進会が病院の建替えに伴い、従業員の駐車場が不足するため、現在利用している駐車場の隣接地である申請地を利用し、駐車場を拡張するものです。</p> <p>賃借期間は 30 年間です。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>

議 長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 25 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、4 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 12,461 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年 4 か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 25 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 122 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 15 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 11 月 18 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員